

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）』を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

下記に当社における情報提供項目を公開致します。（対象期間: 2022 年 10 月 1 日～2023 年 9 月 30 日）

ヌーヴォ・ジャパン株式会社 本社 〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目 22 番 7-402 号

派遣労働者の数	3 人
派遣先の数	2 社
マージン率	26.22%
※(派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) / 派遣料金の平均額	
労働者派遣料金	22,415 円 (1 日 8 時間当たりの平均)
派遣期間中の派遣労働者の賃金	13,450 円 (1 日 8 時間当たりの平均)
教育訓練に関する事項	情報セキュリティ及び個人情報保護教育、安全衛生・マナー・災害時教育、 テクニカル研修、リーダーシップ・マネジメント研修
マージンに含まれるもの	派遣労働者の社会保険料事業主負担分、有給休暇費用、福利厚生費、就業管理費用、営業費用、社員の人件費、法定手続費用、事務所費、通信費等